

入札公告

3.9.10

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び阿賀野市財務規則(平成16年阿賀野市規則第55号。以下「規則」という。)第142条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月26日

阿賀野市長 田中 清善

1 入札に付する概要

| | | |
|-----|----------|--|
| (1) | 工事番号 | 市工第9号 |
| (2) | 工事名 | ごみクレーン巻上下電動機等更新工事 |
| (3) | 工事場所 | 阿賀野市 笹岡(環境センター) 地内 |
| (4) | 工期又は履行期限 | 契約日から令和4年3月31日まで |
| (5) | 工事種別 | 機械器具設置工事 |
| (6) | 工事概要 | 巻上下電動機等更新 電動機、ブレーキ用ドラム、カップリング 1台 ブレーキライニング交換(支給品) 1式 走行レール用フックボルト更新 90本 給電リールカーボンブラシ更新 12個 常用バケットコーナータイヤ更新 4本 予備バケット消耗部品更新 |

2 入札に参加する者に必要な資格要件

公告日現在で阿賀野市入札参加資格者名簿(令和3・4年度)に登録され、下記の要件をすべて満たしていること。

| | | |
|-----|---------------------------------------|--|
| (1) | 業種、ランク | 規則第141条の3に規定する有資格者名簿の「 機械器具設置工事 」に登録されている者であること。 |
| (2) | 建設業の許可 | 建設業法第3条の規定による 機械器具設置工事業 の許可を有していること。 なお、総額4,000万円以上を下請契約して工事を施工させる場合は、特定建設業の許可を有していること。 |
| (3) | 実績 | 過去10年清掃施設(焼却施設)においてごみクレーン関連工事の施工実績があること。 ※「過去10年」とは、平成22年4月1日から令和3年3月31日までの期間をいう。 |
| (4) | 配置技術者 | 建設業法第26条に規定する技術者を配置すること。 また、その技術者は自社と直接的かつ恒常的な雇用関係が3箇月以上あること。 |
| (5) | 施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。 | |
| | ① | 申請日から入札日までの中で、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領に基づき指名の停止を受け、その停止期間中の者。 |
| | ② | 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされている者。 |
| | ③ | 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされている者。 |
| | ④ | 自社又は自社の役員等(営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。)が、阿賀野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくは社会的に非難されるべき関係を有している者。 |

3 入札参加申請書の提出

| | | |
|--|-------------|--|
| (1) | 申請提出期限 | 令和3年9月3日 午後3時まで(土日、祝日は除く。) |
| | 提出場所 | 阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 3階 総務部管財課 |
| | 提出書類 | ①一般競争入札参加申請書 https://www.city.agano.niigata.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/2/3917.html |
| | | ②建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し |
| | | ③建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果通知書の写し |
| ④清掃施設(焼却施設)においてごみクレーン関連工事の施工実績を称する契約書の写し ※契約書の工事名のみでごみクレーン関連工事であることが明確に判断できない場合は、仕様書等を併せて提出すること | | |
| (2) | 参加資格の審査結果通知 | 参加資格を有しないと決定した者へ、令和3年9月3日 午後5時までに通知する。 |

4 入札に関する事項

| | | |
|-----|---------|--|
| (1) | 入札方法 | 制限付一般競争入札(事前審査) |
| (2) | 入札執行日 | 令和3年9月9日(木) 午前9:00～(予定) |
| | | 入札時刻の詳細は9月6日までに阿賀野市ホームページ(下記URL)へ掲載します。必ずご確認ください。 https://www.city.agano.niigata.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/5126.html |
| | 入札執行場所 | 阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 隣 水原保健センター2階研修室 |
| (3) | 質問締切 | 令和3年9月3日 午後3時まで |
| | 質問提出先 | 市民生活課 k-center@city.agano.niigata.jp (様式不問) |
| (4) | 回答最終日 | 令和3年9月7日 午後5時までにホームページにて回答します。 |
| (5) | 最低制限価格制 | 適用しない。 |
| (6) | 入札保証金 | 免除します。 |

入札時提出書類

| | | |
|-----|------------|---|
| (1) | 入札書 | ①入札書は、封かん封印し提出してください。 ②入札書に記載する金額は、消費税法の課税業者、免税業者を問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 |
| (2) | 工事内訳書 | 不要。 |
| (3) | 入札者を確認する書類 | ①代表者本人が入札するときは、名刺を提出してください。 ②代理人が入札するときは、委任状を提出してください。 |

5 契約条件

| | | |
|-----|-------|--------------------------|
| (1) | 契約保証金 | 免除 |
| (2) | 前払金 | 建設工事請負基準約款第35条第1項の規定による。 |
| (3) | 中間前払金 | 建設工事請負基準約款第35条第2項の規定による。 |
| (4) | 部分払 | 建設工事請負基準約款第38条の規定による。 |
| (5) | 議会の承認 | 議会の承認案件でない。 |

※落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合、その落札は効力を失い、損害賠償金として当該入札の契約額となった金額の100分の5を阿賀野市に納付しなければならないものとします。

6 その他必要事項

| | |
|-----|---|
| (1) | 消費税率等の改正があった場合には、当該契約物の引渡日における税率により計算します。 |
| (2) | 入札参加資格申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。 |
| (3) | 提出された関係書類は返還しない。 |
| (4) | 受注者は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)への工事实績情報サービス(コリンズ)登録を行なってください。 |
| (5) | 受注者において下請け発注及び資機材の調達をする場合は、本市建設産業支援のため可能な限り市内業者の採用を希望する。 |

この公告・阿賀野市ホームページ・契約等に関する問い合わせ先
阿賀野市役所(〒959-2092 阿賀野市岡山町10-15)
総務部 管財課 入札契約係(Tel. 0250-62-2525)

郵送による入札書の提出について

原則、入札書は持参することとするが、やむを得ない理由があるときは、新潟県内に事業所等を有しない入札参加者に限り、郵便入札を認める。郵送方法等は以下のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 郵送方法 | <ul style="list-style-type: none">・一般書留又は簡易書留により送付すること。なお、この場合、送付前に上記提出先へ電子メールか電話にて入札書類を送付する旨の連絡をすること。 (入札書及び内訳書【提出を要する場合のみ】を内封筒に入れ密封し、それを外封筒に入れて郵送すること。なお、外封筒には、件名、開札日及び商号を記載するとともに、「何々入札書在中」と朱書きすること。)・初度の入札時に使う入札書が入った内封筒に「1回目」を明記し、外封筒に直接封入すること。・入札書を提出する者が代表者本人である場合は、その者の名刺を、代理人である場合は、代表者から代理人への委任状を外封筒に封入すること。・初度の入札で落札者がいないときは、その場で再入札を行うこととなるが、郵送により入札書を提出するものは、阿賀野市財務規則第158条第3項により再入札に加わることができない(再入札時は辞退扱いとする)。・提出期限を過ぎて到着した入札書類は、いかなる事由があっても受理せず、入札を辞退したものとみなす。 |
| 2 | 提出先 | 〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 総務部 管財課 入札契約係 |
| 3 | 提出期限 | 令和3年9月8日 午後5時(必着) |
| 4 | くじによる決定 | 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上であるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、同価入札者は、くじを引く義務を有し、辞退することは許されないものであるが、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき(郵送入札による場合を含む。)は、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。 |
| 5 | 入札の中止等 | 入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を中止又は延長することがある。なお、中止となった場合でも、申請書その他提出書類の作成費用は申請者が負担するものとする。 |
| 6 | 入札結果(入札者名、入札金額等)については、阿賀野市のホームページで公表する。 | |

【この件に関する問い合わせ先】

阿賀野市役所(〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号)

総務部 管財課 入札契約係 (Tel 0250-62-2525)

電子メール kanzai@city.agano.niigata.jp